

## 公益社団法人 茨城県作業療法士会 広告規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、本法人とする）が運用するホームページに広告を掲載する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

### (掲載広告種類及び広告掲載基準)

第2条 掲載する広告種類及び掲載基準は、下記のとおりとする。

(1) 研修会等の告知に関するもの（以下、研修会等広告という）

- ① 本法人が主催、共催、後援、協賛する研修会等
- ② 日本作業療法士協会が主催、共催、後援、協賛する研修会等
- ③ 茨城県及び関東甲信越地域において作業療法士が主催する研修会等
- ④ 作業療法の知識・技術等の能力向上に寄与する研修会等
- ⑤ その他、本法人の趣旨及び掲載基準に相応すると理事会で判断した研修会等

(2) 求人に関するもの（以下、求人広告という）

- ① 茨城県内で従事する作業療法士を対象とするもの
- ② 医療関係施設及び介護施設等からのリハビリテーションに関わる業務に従事する求人

(3) 本法人賛助会員の広告（以下、賛助会員広告という）

2 前項による広告であっても、次の各号に該当する場合は掲載を行わない。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 本法人が、広告主もしくは当該商品及びサービス等を保証、推奨又は指定しているかのような表現のあるもの
- (4) 誇大又は虚偽内容の恐れのあるもの
- (5) 人権侵害、差別、名誉毀損、業務妨害となる恐れのあるもの
- (6) 法令等に反するもの
- (7) その他、本法人が掲載する広告として不適切と判断したもの

### (掲載内容の責任所在)

第3条 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとし、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は広告主の責任及び負担において解決するものとする。

### (掲載可否の判断及び申込み)

第4条 掲載の可否の判断は、研修会等広告については本法人広報局が、求人広告及び賛助会員広告については本法人事務局が行う。また掲載申込みも同様とする。

#### (広告掲載手続)

第5条 研修会等広告の申込みは、広告主から本法人ホームページのお問い合わせページ及び事務局を通じて行うものとする。

2 本規定第2条及び第7条に沿って、掲載条件を満たしている場合は、広報局から広告主へ掲載方法並びに必要な情報等の返信依頼を行い、内容確認後広報局がホームページへの掲載を行う。

3 掲載完了後、広告主へ掲載完了の報告並びに掲載終了時の連絡依頼を行う。

4 研修会等広告の更新や削除の処理は、無期限の場合は掲載終了の連絡後、有期限の場合は本規定第6条に沿って広報局が行うものとする。

5 求人広告の申込みは、広告主から本法人ホームページのお問い合わせページを通して手続きを行うものとする。

6 本規定第2条及び第7条に沿って、広告料が無料の場合は広報局から広告主に指定フォーム用パスワード（以下、パスワードとする）を送信し、広告主が指定のフォームより求人情報の登録を行う。広告料が有料の場合は広報局が広告主へ振込依頼を行い、事務局にて振込みを確認後、広報局から広告主へパスワードを送信し、広告主が指定のフォームより求人情報の登録を行うものとする。

7 求人広告の更新や削除の処理は、本規定第6条に沿って広報局が行うものとする。

#### (広告掲載期間)

第6条 ホームページにおける広告掲載期間は、求人広告は原則として3ヶ月間とし、更新を希望する場合は改めて申込みをするものとする。

2 求人広告については広告主から削除の連絡があった場合は、その段階で広告掲載を削除する。

3 研修会等広告については、掲載申込みのあった時から研修会等の終了日まで掲載し、終了後速やかに削除する。

#### (広告掲載料)

第7条 求人広告料は、本法人会員または賛助会員が所属する施設においては無料。

その他は一律5,000円とする。

2 研修会等広告は、無料で掲載する。

#### (改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

#### 附 則

1 本規程は平成29年7月31日から施行する。